

議会の活動

～議会改革・活性化～

一般質問における一問一答方式の導入

～平成24年9月定例会より実施～

【一般質問とは】

議員は、住民に代わって行財政の運営を監視する機能を有する議会の構成員であるとともに、行財政全般について執行機関の所信や疑問を質することができます。

一般質問は、議員が市の行政全般にわたって、執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるものです。質問を行う目的は、ただ単に執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけではありません。所信を質することによって、執行機関の運営姿勢や執行責任を明らかにし、結果として、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの効果があります。

【一括質問方式・一問一答方式とは】

平成24年9月定例会から、これまでの一括質問方式に加えて、一問一答方式が導入されました。

これまでの一括質問方式では、質問者が取り上げた数項目の質問事項を一括して質疑を行い、答弁を聞き、その答弁のうちの何点かに理解できないものがあった場合、それらについて再質問をします。一度の登壇で、複数の項目について質問を行うこととなります。再度の質問に対する答弁がさらに要領を得ず、納得できない場合、3回目の質問（再々質問）をしていました。一括質問方式では、質問回数は3回までと決められているので、それぞれの案件に対する焦点が不明瞭なまま質疑を終えることもありました。

今回新たに導入された一問一答方式は、案件に対する疑問点をひとつずつ取り上げ、*制限時間内であれば何回でも納得いくまで質疑、答弁を繰り返すことができる方法です。この方法により、審議を十分深めることが可能となります。

また、今9月定例会から一問一答方式の導入に併せて、発言席の隣に新たに質問者が待機する席を設けました。これは、発言者が質問する毎に自席に戻る移動時間を短縮し、スピーディーで臨場感ある議論ができるようにするための試みです。

*質問者の制限時間は、両質問方式ともに45分。